

枚方市育児支援家事援助事業登録事業者募集要項

1. 募集の趣旨

枚方市では、子育てに対して様々な原因で養育支援が必要な家庭に対し、安定した育児が行えるよう援助者を派遣し、育児・家事の援助を行うことにより児童虐待の防止を図ることを目的とする。枚方市育児支援家事援助事業の実施にあたり、育児・家事援助を行う援助者派遣の事業者を募集します。

2. 事業の仕様

枚方市育児支援家事援助事業 仕様書 【別紙1】 参照

3. 登録期間

令和8年4月1日～ 令和11年3月31日

4. 事業担当部署

枚方市 子ども未来部 まるっとこどもセンター（担当 白石・船越・山本）

所在地：枚方市岡東町19-1 OFFICE A 6階

電話：072-841-1119（直通） FAX：072-846-7952

5. 応募資格

次の各項目をすべて満たす事業者とする。

- (1) 枚方市内に活動拠点となる事業所があり、かつ、事業所の希望エリアを中心に利用者の派遣要望に応えることができるスタッフ（派遣援助者）を有するなど、本事業の適切な運営が確保できると認められる介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び枚方市契約規則（昭和52年規則第13号）第6条の規定に該当しない者
- (3) 枚方市育児支援家事援助事業登録事業者応募書類の提出締切日から契約締結日までの間に、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加停止又は指名停止措置を受けていない者及び本市有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当すると認められない者
- (4) 枚方市育児支援家事援助事業登録事業者応募書類の提出締切日から契約締結日までの間に、枚方市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者及び本市有資格者でない者にあつては同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 国税及び市税を滞納していない者
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

6. 募集のスケジュール

募集要項の配布	令和8年2月2日（月）～2月20日（金）
応募書類の提出受付	令和8年2月9日（月）～2月20日（金）
審査結果通知日（予定）	令和8年3月13日（金）
委託契約締結日（予定）	令和8年4月1日（水）

7. 応募手順

(1) 応募書類の配布

ア 配布方法

前記 4. 事業担当部署 において書類配布を受けるか、枚方市ホームページからダウンロードすること。

イ 配布期間（ホームページ掲載期間）

令和8年2月2日（月）～2月20日（金）

※ 事業担当部署での配布受付は、午前9時から午後5時30分まで。

（但し、土日祝を除く。）

(2) 応募書類の提出

ア 提出方法

前記 4. 事業担当部署 まで 郵送（期間内必着）又は 直接持参 すること。

イ 提出期間

令和8年2月9日（月）～2月20日（金）

※ 事業担当部署での持参受付は、午前9時から午後5時30分まで。

（但し、土日祝を除く。）

8. 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

- (1) 枚方市育児支援家事援助事業登録事業者応募申請書【様式1】
- (2) 印鑑証明書（原寸大写し可。法人の場合は代表者、個人の場合は本人のもの）
- (3) 委任状【様式2】（代表者以外の者（支店長、営業所長等）を受任者として、その者の名で本市と契約する場合のみ必要）
- (4) 使用印鑑届【様式3】
- (5) 国税の納税証明書（法人はその3の3、個人はその3の2とし、令和8年1月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）
- (6) 市税の滞納無証明書（令和8年1月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。）

9. 審査結果の通知等

- (1) 書類提出後に応募を辞退する場合は、前記4. 事業担当部署にその旨連絡し、応募辞退届【様式4】に記入押印のうえ令和8年2月27日までに提出すること。

※ 事業担当部署での持参受付は、午前9時から午後5時30分まで。

（但し、土日祝を除く。）

- (2) 提出書類に基づく審査の結果は、書面により全応募者に通知する。なお、枚方市育児支援家事援助事業実施事業者として登録することが適当であると本市が認める事業者につ

いては、契約関係書類を別途郵送するので、必要箇所に記入押印のうえ、指定の期日までに前記 4. 事業担当部署 あてに提出すること。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

11. その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。本市で定めた保存年限終了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。